

埼玉県報

第 2 4 1 1 号 平成24年7月31日 火 曜 日

目 次

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(県央地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款変更に係る公告(北部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(共助社会づくり課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 医療機関及び指定施術者の休止の届出(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定</u> 医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護</u>機関の指定(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定</u> 介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- <u>生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定</u>介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 平成24年度毒物劇物取扱者試験に関する告示(保健医療政策課)
- 中条星宮土地改良区の清算人退任届(大里農林振興センター)
- 新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- <u>草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日等(八潮新都市建設事務</u>所)
- 一般国道254号の区域の変更(熊谷県土整備事務所)
- 一般国道254号の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 県道野田岩槻線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道野田岩槻線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道松伏春日部関宿線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道松伏春日部関宿線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道西金野井春日部線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道西金野井春日部線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告(経営管理課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 住民監査請求に係る監査結果の公表(監査第一課)

埼玉県告示第千六十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条及び

第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一募集種目

自衛官候補生 (男子及び女子)

二 応募資格

1 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有

する 者

自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一 項に規定する欠

格事由に該当しない者

二 採用試験の方法

イ 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)

口 口述試験

八 適性検査

二 身体検査

四 募集期間 (採用予定月)

平成二十四年八月一日から九月七日まで

五 入隊時期

平成二十五年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十四年九月十五日 (土) (男子)

平成二十四年九月十六日(日)(男子)

平成二十四年九月十九日(水)(男子)

平成二十四年九月二十三日(日)(男子・女子)

平成二十四年九月二十四日(月)(男子・女子)

平成二十四年九月二十九日 (土) (男子)

平成二十四年九月三十日(日)(男子)

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

三)及び各地域事務所において受け付ける。 区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 各市役所、 各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部 (埼玉県さいたま市浦和 電話〇四八 八三 六〇四

ハ 各地域事務所の位置及び名称

1 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十 - 六番地 M S 1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八 六五一 二四二〇)

埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四 二九二三 四六九一)

八 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八 四六六 四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八 五二二 四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四 二二 六一五七)

埼玉県告示第千六十一号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事。 上田 清、司

申請のあった年月日

平成二十四年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人埼玉福祉起業ネット

三 代表者の氏名

波田野 省司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市錦町六番地四十五

五 定款に記載された目的

援を行うことにより、 る地域社会の構築に寄与することを目的とする。 この法人は、 起業」 社会的弱者と呼ばれる方達が、 という観点から介護福祉業界の活性化及び母子家庭の支 周囲の理解と受容を得られ

埼玉県告示第千六十二号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日 申請書を受理 におい した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十四年七月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人道の空路

三 代表者の氏名

杉山泉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市田谷百二十三番地五

五 定款に記載された目的

整え、 を促進することを目的とする。 この法人は、 そ の福祉 の向上と自立および自律を促し、 障害を持った人々が地域生活をするために必要と思われる環境を かつ、 障害に対する社会的理解

埼玉県告示第千六十三号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す により、

法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http:/ 県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター 及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 /www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 なお、 当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の 申請書 変更の日 『を受理』 におい した日から二月間、 の属する事業年度 て備え置く方

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十四年七月二十四日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すずらんの会

三 代表者の氏名

新井 定夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百三十九番地

五 定款に記載された目的

場を提供するとともに、 に寄与することを目的とする。 りに関する事業を行い、 この法人は、 地域社会において支援を必要とする人々に対して、 全ての・ 適切な情報提供、 人達が生き生きと楽しく生活出来る地域社会作り 支えあえる人間関係作り、 快適な生活の 交流の場作

埼玉県告示第千六十四号

出さ 定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定に れたので、 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す より、

aitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 にインター ネットを利用する方法 (埼玉県NP 活部共助社会づ なお、 当該申請に係る変更後の定款を、 くり課及び埼玉県南部地域振興セ 申請書を受理した日から二月間、 〇情報ステー ンター に お シ ョ いて備え置く方法並び λ(http://www.s 県民生

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本カウンセリング文化普及協会

三 代表者の氏名

上野浩二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市中青木三丁目二十一番十四号内田レジデンス一〇三号

五 定款に記載された目的

要とする「心 ス 般に普及・啓発することを目的とする。 この法人は、 を考え、 学 び、 の知識 広く一般市民に対して、 協力し合える場を提供する。 ・接し方・セルフケア」 日常レ などのカウンセリング文化を広く一 ベ ル 専門家だけではなく、 で の 心 の 健康問題・ 誰 いもが必 スト

埼玉県告示第千六十五号

担当する施術者として、 合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお 次の者を指定した。

平成二十四年七月三十一日

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団二葉会 ららぽーと新三郷内科・小児科	医療法人社団二葉会	三郷市新三郷ららシティ3・1・1ららぽーと新三郷2階2180	平成 24 年 5 月 1 日
オ ア シ ス 愛 生 ク リ ニ ッ ク	伊 藤 彰 洋	和 光 市 新 倉 2 - 5 - 4 9	平成 24 年 6 月 13 日
中田整形外科内科クリニック	中田緑	 久喜市南栗橋 4 - 1 4 - 1 南栗橋シティセンタービル 2 階	平成 24 年 6 月 1 日
医療法人社団康佑会 きざわ整形外科内科	医療法人社団康佑会	 戸田市中町1-17-7リベラル 1階	平成 24 年 6 月 1 日
青空 クリニック	藤岡秀彰	所沢市日吉町9-22いせきビル5階	平成 24 年 6 月 1 日
医療法人社団有仁会 有島整形外科	医療法人社団有仁会	上尾市春日2 - 2 4 - 1	平成 24 年 6 月 1 日
さいとうハートクリニック	齋 藤 雅 彦	上尾市春日1 - 4 5 - 6	平成 24 年 7 月 1 日
中 町 ク リ ニ ッ ク	医療法人社団典知会	草 加 市 谷 塚 1 - 2 2 - 1 8	平成 24 年 7 月 1 日
上 福 岡 駅 前 ア イ ク リ ニ ッ ク	金 子 明 博	ふじみ野市上福岡6-4-5メディカルセンター上福岡2階C号	平成 24 年 4 月 1 日
石 本 歯 科	姜 一 遠	狭山市水野 4 5 3 - 1 ヒルグランデ 1 0 1	平成 24 年 7 月 1 日
K 歯 科 ク リ ニ ッ ク	宮澤禅	深 谷 市 国 済 寺 5 2 2 - 7	平成 24 年 6 月 1 日
さ わ だ フ ァ ミ リ - 歯 科	澤田裕介	北足立郡伊奈町小室9749セントラルマンション102	平成 24 年 7 月 1 日
レガーレデンタルクリニック	松 本 一 真	東松山市松山2280-1	平成 24 年 5 月 1 日
蓮 田 ひ ま わ り 歯 科	雪下健太郎	- 蓮田市東4 - 5 - 1 3 M E G A ドン・キホーテ蓮田店 2 階	平成 24 年 7 月 1 日
ビッグサン三芳薬局	株式会社サンドラッグファーマシーズ	入間郡三芳町藤久保263-3	平成 24 年 6 月 1 日

は		る		7	_ታ ነ		薬		局	株	式	会	社		Ш	越	所	沢	市	西	所	沢	1	-	2	3	-	3	平成 24 年 7 月 1 日
ア	ッ	プ	ル	薬	局		Ξ	郷	店	株式	会社	ヒアッ	ップル	ケア	7ネッ	<i>y</i>	Ξ	郷	市	<u> </u>	<u>-</u>		1	-	2	2	-	4	平成 24 年 6 月 1 日
エ	ン	ド	_	薬	局	東	鷲	宮	店	株	式:	会	社 遠	藤	薬	局	久	喜	市	桜	ž	田	3	-	1		-	4	平成 22 年 6 月 1 日
ア	1	ン	薬	局	アリ	ノオ	Л	П	店	株式	会社	アイ	ンフ	アー	マシ・	ーズ	Ш	П	市	並	木	π	<u> </u>	J 1		-	7	9	平成 24 年 6 月 1 日
#	ま	٢	ど	う	薬	局	石	神	店	株	式:	会	社 ソ	レ	1	ュ	Ш	П	市	石	神	1	6	6	1	-	1	8	平成 24 年 6 月 1 日
パ	ル	薬	局	恵	愛	病	院	前	店	株式	: 会	社!	パル・	オ	ネス	. ト	富	士	見	市	針	ケ	谷	1	8	4	-	1	平成 24 年 7 月 1 日
あ		か		ı	נו		薬		局	株	式:	会	社 萩	原	薬	局	本	庄	市	前	原	1	-	. 2	2	-	1	7	平成 24 年 7 月 1 日
白	岡	;	ス	マ	1	Jl	,	薬	局	株;	式 会	: 社	IJ,	バー	・サ	ル	南	埼	玉種	部台			西	1	-	6	-	1	平成 24 年 7 月 1 日
ア			1			薬			局	響	薬	品	有	限	会	社	越	谷	市	袋	Щ	1	2	1 C)	3	-	1	平成 24 年 6 月 1 日
۲	ラッ	グ †	セイ	<u>ل</u> ک	ス北	上属	₹ 東	口薬	局	株:	式:	会	社 富	±	薬	品	上	尾	市	原	Į į	新	町	6	-		4	7	平成 24 年 5 月 1 日
か	ば	<u>ਟ</u>	h	薬	司	重 加	駅	前	店	株式	会社	生タ	ウン	メデ	ィカ	」ル	草:	加市	高码	少 2	-	6 -	1	4 Ц	П	ビル	レ 1	階	平成 24 年 7 月 1 日
チ	ュ	_	IJ	ツ	プ 薬	延 局	吉	Ш	店	株	式:	会	社セ	+	薬	品	吉	J		市	Ė	Ř	町		8	9		6	平成 24 年 7 月 1 日
株式	会社才	トーム	コム	訪問	看護ス	くテーシ	ション	ポラリ	リス	株;	式 会	: 社	ホ -	- <i>Ь</i>		لم	朝智	夏市を	本町	1 -	3 4	- 1	ボン	ノビラ	5 — :	ジュ	1 1	3	平成 24 年 7 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称				所在	E地					指定年月日
佐藤 大輔		みさと駅前接骨院	郷	市	Ξ	郷	2	-	5	-	1	平成 24 年 4 月 1 日

ı ı	
石黒 秀太	はづき接骨院前川院 川 口 市 前 川 4 - 2 4 - 1 3 平成24年5月11日
髙橋 俊行	なごみ鍼灸接骨院 所 沢 市 久 米 1 9 7 8 - 1 平成24年6月11日
嶋田清春	しまだ接骨院 鶴 ヶ 島 市 脚 折 2 7 - 4 平成24年6月1日
木下 博史	お う か 整 骨 院 坂戸市千代田3-5-5グランドメゾンヤマナカ103 平成24年6月1日
古川 紀子	坂戸赤レンガ接骨院 坂 戸 市 薬 師 町 1 6 - 7 平成24年6月1日
呉 美京	一心堂鍼灸整骨院 所 沢 市 小 手 指 町 2 - 2 - 1 平成24年7月1日
大塚 健司	けん治療院 坂戸市花影町 2 8 - 2 平成24年6月1日
保坂 浩之	ういず治療院・大宮 さ い た ま 市 北 区 奈 良 町 3 9 - 4 平成24年6月28日
瀬戸雅一	瀬 戸 長 生 療 院 草 加 市 氷 川 町 1 6 1 8 - 3 平成24年7月4日

埼玉県告示第千六十六号

定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。 号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条及び中国残留邦人等の

平成二十四年七月三十一日

名称	変更事項	変更前	变更後
たけのや歯科クリニック	名 称	竹 ノ 谷 第 二 歯 科 医 院	たけのや歯科クリニック
耳鼻咽喉科橋本医院	名 称	耳 鼻 咽 頭 科 気 管 食 道 科	耳 鼻 咽 頭 科 標 本 医 院
医療法人道心会 草加循環器クリニック	名 称	医療法人道心会 埼玉東部循環器病院付属草加クリニック	医療法人道心会 草加循環器クリニック

埼玉県告示第千六十七号

合を含む。)の規定による指定医療機関から、 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお 次のとおり廃止の届出があった。

平成二十四年七月三十一日

名称	所在地	廃止年月日
イトーヨーカドー川口店薬局	川 口 市 並 木 元 町 1 - 7 9	平成 24年 5月 31日
き ざ わ 整 形 外 科 内 科	戸 田 市 中 町 1 - 1 7 - 7	平成 24年 5月 31日
有 馬 整 形 外 科	上 尾 市 春 日 2 - 2 4 - 1	平成 24年 6月 1日
ららぽーと新三郷内科・小児科	三郷市新三郷ららシティ3-1-1ららぽーと新三郷2階2180	平成 24 年 4 月 30 日
そめや歯科医院	春 日 部 市 一 ノ 割 1 - 7 - 6	平成 24 年 6 月 30 日
やまとどう薬局石神店	川 口 市 石 神 1 6 6 1 - 1 3	平成 24 年 5 月 31 日
上福岡駅前アイクリニック	ふじみ野市上福岡6-4-5 メディカルセンター上福岡2階C号室	平成 24年 3月 31日
内 田 医 院	ふ じ み 野 市 亀 久 保 1 1 1 7	平成 24 年 5 月 16 日
中田整形外科内科クリニック	久 喜 市 中 里 4 2 2 - 1	平成 24年 6月 1日

埼玉県告示第千六十八号

があった。 合を含む)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり休止の届出 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお

平成二十四年七月三十一日

一 指定医療機関

	名称								F.	斤在 均	也						休止年月日				
常	岡	蓝	科	所	沢	市	東	所	沢	和	田	2	-	8	-	5	平 成	2 4	年	7 月	1 🗏

二 指定施術者

施術者名 名称											J	听在 地	1				休止年月日								
生	沼	秀	明	お	お	ざ	٢	は	IJ	ਣੇ	ф	う	整	骨	院	越	谷	市	大	里	4	1	-	6	平成 24 年 7 月 31 日

埼玉県告示第千六十九号

合を含む。)の規定による指定医療機関から、 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお 次のとおり辞退の届出があった。

平成二十四年七月三十一日

	名称						所在地 辞退年月日	
北	本	皮	フ	科	医	院		1 日

埼玉県告示第千七十号

給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援 国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項において る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十四年七月三十一日

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指定年月日
中田病院短時間通所リハビリテーション事業所	加 須 市 元 町 6 - 8	医療法人社団弘人会	通所リハビリテーション	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防通所リハビリテーション	
秩 父 中 央 病 院	秩 父 市 寺 尾 1 4 0 4	医療法人 全和会	介護予防居宅療養管理指導	平成 23 年 9 月 1 日
ぬくもり	熊 谷 市 石 原 5 1 0	社会福祉法人 埼玉慈恵会	訪問リハビリテーション	平成 23 年 7 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
プラチナ・ケアプランサービス草加	草加市新栄町字道上788	株式会社レイクス・トゥエンティワン	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
プラチナ・訪問介護ステーション草加	草加市新栄町字道上788	株式会社レイクス・トゥエンティンワン	訪 問 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防訪問介護	
レッツ倶楽部 上尾原市	上 尾 市 原 市 3 1 5	株式会社むさしのグランドホテル	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
小手指ショートステイそよ風	所 沢 市 北 野 1 - 2 - 6 0	株式会社ユニマットそよ風	短期入所生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防短期入所生活介護	
GENKINEXT 上尾向山	上尾市向山1 - 1 - 6	株式会社介護NEXT	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
日々トレ はると 上尾本町	上尾市本町3-3-3	株式会社アロネット	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	

訪問リハビリテーション 飯能リハビリ館	飯 能 市 下 畑 2 9 6	医療法人徳明会	訪問リハビリテーション	平成 24 年 4 月 1 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
きらめいと北越谷 指定居宅介護支援事業所	越谷市花田3-4-16 メゾンバントラン1階	株式会社日本医療事務センター	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
デイサービス きらめいと北越谷	越谷市花田3-4-16 メゾンバントラン1階	株式会社日本医療事務センター	通 所 介 護	平成24年7月1日
			介護予防通所介護	
笑いデイサービスセンター	羽生市下新田41-2	特定非営利活動法人ドット com	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	株式会社ユニマットそよ風	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
騎西ケアセンターそよ風	加 須 市 騎 西 1 0 6 2	株式会社ユニマットそよ風	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
訪問介護わたや	杉 戸 町 清 地 3 - 8 - 2 2	株式会社せいりん舎	訪 問 介 護	平成24年7月1日
			介護予防訪問介護	
在宅支援センター 悠友	春日部市一ノ割4 - 16 - 2第2ガーデンパレス上沖1 - 102	合同会社福寿会	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
メディスンショップあおぞら薬局	春日部市藤塚604-1	海 老 根 憲 広	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あいがある春日部の家デイサービスセンター	春日部市増富353-7	Lig株式会社	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
はなわ訪問介護	神川町原新田146-3	株式会社はなわ社会福祉	訪 問 介 護	平成24年7月1日
			介護予防訪問介護	

はなわデイサービス	神川町原新田146-3	株式会社はなわ社会福祉	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
はなわ居宅介護支援事業所	神川町原新田146-3	株式会社はなわ社会福祉	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
居宅介護支援事業所 悠々	坂戸市石井 2 3 3 3 - 1 1	株式会社ケアソリューションズ	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
樹楽 団らんの家 川口	川口市川口5 - 9 - 1 1	株式会社アスアッシュ	通 所 介 護	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防通所介護	
入間ショートステイそよ風	入 間 市 小 谷 田 2 - 2 - 1 8	株式会社ユニマットそよ風	短期入所生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防短期入所生活介護	
デイサービス CORE	久 喜 市 栗 原 2 - 1 - 1 0	株式会社 C Cube Create	通 所 介 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防通所介護	
K 歯 科 ク リ ニ ッ ク	深谷市国済寺522-7	宮澤禎	居宅療養管理指導	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイリゾートMOMOYA	深 谷 市 萱 場 3 9 4 - 1	有限会社エイミ	通 所 介 護	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防通所介護	
ふじみ野市立大井デイサービスセンター	ふじみ野市大井中央2 - 2 - 1	医療法人社団富家会	通 所 介 護	平成 24 年 4 月 1 日
			介護予防通所介護	
オアシス愛生クリニック	和 光 市 新 倉 2 - 5 - 4 9	伊 藤 彰 洋	居宅療養管理指導	平成 24 年 6 月 13 日

希望の里デイサービスセンター	羽生市下手子林 2 4 1 0	社会福祉法人翼会	通 所 介 護	平成24年7月2日
			介護予防通所介護	
訪問看護ステーション あい	入間市上小谷田1 - 1 - 2	医療法人社団医凰会	訪 問 看 護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防訪問看護	
居宅介護支援事業所 みゅう 志木	志 木 市 上 宗 岡 1 - 1 7 - 6 6	合同会社みゅう	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
さくら・介護ステーションところざわ	所沢市山口1129-1テルミハイム101	株式会社 N-style group	訪 問 介 護	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防訪問介護	
デイケアホーム ケア・リンク	所 沢 市 中 富 南 3 - 1 6 - 1	メディカル・ケア・リンク株式会社	認知症対応型通所介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型通所介護	
サンフラワーリハビリデイサービス	所沢市喜多町8-6森脇ビル1-A	株式会社ひまわり	通 所 介 護	平成 24 年 5 月 1 日
			介護予防通所介護	
ポ プ ラ 薬 局	蓮 田 市 本 町 2 - 1 3	有限会社ティージェイケイ	居宅療養管理指導	平成 24 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
居宅介護サービス 恵	入間市鍵山 1 - 13 - 1ベルハイツ入間 2 0 5	合 同 会 社 恵	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 7 月 1 日
アポック日高センター前薬局2号店	日 高 市 山 根 1 3 8 5 - 1	株式会社日本アポック	居宅療養管理指導	平成 24 年 6 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
家族の家ひまわり狭山	狭山市富士見1 - 3 0 - 9	株式会社三英堂商事	特定施設入居者生活介護	平成 24 年 6 月 1 日

			介護予防特定施設入居者生活介護	
三芳グループホームそよ風	三芳町上富1546-9	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
デイサービス しらゆり	小川町下横田 6 1 4 - 2	有限会社ケアサービスひまわり	通 所 介 護	平成 24 年 8 月 1 日
			介護予防通所介護	
む つ み 薬 局	狭 山 市 水 野 3 6 - 2	優和調剤株式会社	居宅療養管理指導	平成 24 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
大井グループホームそよ風	ふじみ野市大井1-6-14	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
上福岡グループホームそよ風	ふじみ野市上ノ原1-5-8	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
坂戸東グループホームそよ風	坂 戸 市 中 小 坂 7 8 1 - 4	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
坂戸西グループホームそよ風	坂 戸 市 戸 口 5 5 9 - 2	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
東松山グループホームそよ風	東松山市東平2164-3	株式会社ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	

訪問看護ステーション ポラリス	朝霞市本町1-34-1 ボンビラージュ113	株式会社ホームコム	訪	問	護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護	予 防 訪	問看護	
介護予防フィットネス あゆみ 鴻巣店 ジ	鴻 巣 市 神 明 1 - 5 - 1 3	有限会社磯部クオリティーサービス	通	所 イ	護	平成 24 年 7 月 1 日
			介護	予 防 通	所 介 護	

埼玉県告示第千七十一号

関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるも 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項においてそ 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 たものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)か のとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受け の例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 次のとおり変更の届出があった。

平成二十四年七月三十一日

名 称	変更事項	变	更	前	変 更 後	機関種別名
株式会社福祉の街 北埼玉サポートセンター	名 称	ケアセンタ-	- ふくしのまち	深 谷	株式会社福祉の街 北埼玉サポートセンター	特定介護予防福祉用具販売
						特定福祉用具販売
						介護予防福祉用具貸与
						福祉用具貸与
にこにこ訪問看護ステーション	所在地	所沢市東狭山ヶ丘1 - 3	37-5 パレスフレンドリー	103	所沢市東狭山ヶ丘1 - 8 - 1 3 グランドール・ユー1階	介護予防訪問看護
						訪 問 看 護
豊里介護サービス	名 称	有限会社豊	፟፟፟里介護サーは	<i>゛</i> ス	豊里介護サービス	居宅介護支援
						介護予防訪問介護
						訪 問 介 護
メリッサ居宅介護支援事業所	所在地	入 間 市 南	峯 3 3 7 -	1	入 間 市 寺 竹 7 9 9	居宅介護支援
メリッサヘルパーステーション	所在地	入 間 市 南	峯 3 3 7 -	1	入 間 市 寺 竹 7 9 9	介護予防訪問介護
						訪 問 介 護
メリッサ訪問看護ステーション	所在地	入 間 市 南	峯 3 3 7 -	1	入 間 市 寺 竹 7 9 9	介護予防訪問看護
						訪 問 看 護

埼玉県告示第千七十二号

関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるも 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項においてそ 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 たものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)か のとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受け の例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 次のとおり廃止の届出があった。

平成二十四年七月三十一日

名												称	所					在					ţ	地	サ	-	_	t	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	7	ζ .	σ)	種		類	廃止年月日
セ	1	ジ	3	_	ラ	イ	フ	, ,	ケ	ア	所	沢	所	沢	市 :	東月	斩 氵	沢	1	-	1	4	-	7	訪			引				介	•			護	平成 24 年 3 月 31 日
																									居		宅		介	•	i	벬		支		援	
																									介	譲	Ž	予	F	防	訪		問	ĵ	1	護	
入	間	シ	3	_	7	ス	7	٠.	1	そ	ょ	風	入	間	市	小者	一谷	H 2	2	-	2	-	1	8	短	斯]	λ	F	沂	生		活	ĵ	1	護	平成 24 年 6 月 30 日
Ξ	芳	グ	ル	_	プ	朩	_		لم	そ	ょ	風	入	間 君	ß 三	芳	町	上盲	富 1	1 5	4	6	- '	9	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生流	舌介	護	
所	沢	グ	ル	_	プ	朩	_		Δ	そ	ょ	風	所	沢ī	市 儿	、手	指	南	5	-	1	6	- ;	3	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生活	舌介	護	
大	井	グ	ル	_	プ	朩	_		L	そ	ょ	風	ıSı	じる	み 里	市	大	井	1	-	6	-	1 4	4	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生流	舌介	護	
上	福	岡	グ	ル	- :	プフ	朩	_	ム	そ	ょ	風	ısı	じる	み里	市	上	. /	原	1	-	5	- 8	8	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生活	舌介	護	
東	松	Щ	グ	ル	- :	プフ	朩	_	ム	そ	よ	風	東	松	Щ.	市 勇	東 <u>-</u>	平 :	2	1	6	4	-	3	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生活	舌介	護	
坂	戸	西	グ	ル	- :	プフ	朩	_	ム	そ	よ	風	坂	戸	市	戸	· [5	5	9	_		2	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	口症	対	応酉	世共	同	生流	舌介	護	
坂	戸	東	グ	ル	_ :	プァ	朩	_	厶	そ	ょ	風	坂	戸	市	中	小	坂	7	8	3	1	-	4	認	知	症	対	応	型	共	同	生	活	介	護	平成 24 年 6 月 30 日
																									介:	護予	防	認失	1 症	対	応四	世共	一同	生活	舌 介	護	

埼玉県告示第千七十三号

により、 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号) 第八条第一項第三号の規定 毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平龙二十四军七引三十一日

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 試験期日及び場所

獨協大学	十月十四日(日)
埼玉県草加市学園町一丁目一番地	平成二十四年
試験場所	試験期日

一 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- 口 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 八 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- 口 基礎化学
- に掲げる劇物に限る。 に掲げる毒物及び劇物、 法施行規則 毒物及び劇物 (昭和二十六年厚生省令第四号。 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締)の性質及び貯蔵その他取扱方法 特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第二 以下「省令」という。 \cup 別表第一
- 二 毒物及び劇物 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第一に掲 げる毒物及び劇物、 げる劇物に限る。 $\overline{}$ 特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては省令別表第二に掲 の識別及び取扱方法

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び劇物取締法施行細則 (昭和四十年埼玉県規則第七十四号)第九条の

受験願書及び書類

口 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

八 受付期間

平成二十四年九月三日(月)から五日(水)まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時

まで

郵送の場合は、 平成二十四年九月五日 (水) までの消印 のあるものに限る。

一 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課研修・国際協力・ 免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十四年十二月四日 (火)及び五日 (水) 午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年十二月四日 (火)午前十時から平成二十五年一月三日 (木)午

後五時まで

埼玉県告示第千七十四号

おり届出があった。 法人中条星宮土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、 る同法第十八条第十六項の規定により、平成二十四年四月十八日解散認可した清算 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用す 次のと

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

清算人の氏名及び住所

<u> </u>	氏	名	₽		住	所
中	Щ	福	壽	埼 玉	県熊谷市	上中条九百七十四
小	林	_	夫	同	同	今井千二百四十一
中	村	_	郎	同	同	上中条二千百六十
吉	田	重	夫	同	同	四方寺五十六番地
内	田	靖	次	同	同	下川上五百二十三
吉	岡	聡	司	同	同	同 四百七十六
江	守		昇	同	同	大塚二百九十二番

,	1115	шн
П	沼	村
照	憲	日出
平	治	男
同	同	同
同	同	同
同	同	同
千二百九十五番地	千一番地	八百七十一番地一

堀

柿 稲

横

山崎

達勝

大

眞

同同

上中条四百十九番地

同同

同

七百四十四番地一

石	小	吉
原	林	野
喜	映	
平	雄	実
同	同	同
同	同	同
同	同	同
二千四百七十七番地	千六百四十五番地一	千四百十五番地

岡	大
田	野
	進
稔	_
同	同
同	同
同 九百四十七番地	今井百四十四番地

関	石	畄
П	Ш	Œ
義	友	
夫	次	稔
同	同	F
行田	同	F
市大字南河原千五百十八番地	上川上五百八十六番地三	同一 力百匹十七番地

磯

埼玉県告示第千七十五号

市計画課において縦覧に供する。 準用する同法第二十条第二項の規定により、 を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において 新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都

平成二十四年七月三十一日

埼玉県告示第千七十六号

て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課におい 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第 新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、

平成二十四年七月三十一日

埼玉県告示第千七十七号

二十四年十一月四日と定めた。 加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定により、草

供する。 なお、同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に

平成二十四年七月三十一日

埼玉県知事 上田 清司

平成二十四年九月四日から同月十七日まで

縦覧時間

縦覧期間

午前八時三十分から午後五時まで

三 縦覧場所

埼玉県八潮新都市建設事務所

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百五十四号

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
番二地先まで 番二地先まで	寄居町大字桜沢字南二九七四番一地	間
一五・〇三~ 二五・九六	一五・〇三~ 二五・九六	(メートル)敷地の幅員
一四六・八一		(メートル) 延 長
工事工事の対象による対象による対象に対象に対象に対象に対象に対象による対象に対象による対象に対象による対象に対象による対象による		備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田

学

二百五十四号	路線名
地先までから同町大字桜沢字内手三六二五番二から同町大字桜沢字南二九七四番一地先	供用開始の区間
日十二世十十四年十二岁	供用開始の期日
延長一四六・八一メートル	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 野田岩槻線

三 道路の区域

新	П	旧新別
先まで	から司市大畑字前三六〇番丘也春日部市大畑字前三六二番地先	区間
10・11七~	九・四三 ~	(メートル)
= - - - -	E	(メートル) 延長
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

る。延長三七・八〇メートル				
る道路区域の供用開始であ務所長告示第十七号におけ	平成二十四年七月三十一日	大畑字前三六〇番五地先まで		野田岩槻線
付け埼玉県越谷県土整備事		春日部市大畑字前三六二番地先から同市		
平成二十四年七月三十一日				
備考	供用開始の期日	供用開始の区間	名	路線

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

一 道路の種類 県道

二 路線 名 松伏春日部関宿線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
八四番地先まで	地先から同市上柳字堀之内東一春日部市上柳字堀之内東三番二	区間
10.01	ハ・ - 六 - ・ 〇七	(メートル)敷地の幅員
	二七二・四〇	(メートル)延長
		備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

二七二・四〇メートル				
区域の供用開始である。延長				
長告示第十九号における道路	平成二十四年七月三十一日	同市上柳字堀之内東一八四番地先まで	佰 線	松伏春日部関宿線
け埼玉県越谷県土整備事務所		春日部市上柳字堀之内東三番二地先から		
平成二十四年七月三十一日付				
備考	供用開始の期日	供用開始の区間	線名名	路

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十三号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 西金野井春日部線

三 道路の区域

新	IΒ	旧新別
先	春日部市下柳字森田五七六番二	区間
Ort - 11 1	九・〇〇 ~	(メートル)敷地の幅員
- - - - - -	— — 五 八	(メートル)延長
	築)整備工事 (改社会資本整備総合交付金(改	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十四号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十四年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十四年七月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大島 秀彦

長一二・五八メートル			
路区域の供用開始である。延			
長告示第二十三号における道	平成二十四年七月三十一日	春日部市下柳字森田五七六番二地先	西金野井春日部線
け埼玉県越谷県土整備事務所			
平成二十四年七月三十一日付			
備考	供用開始の期日	供用開始の区間	路線名

埼玉県病院事業管理者 和

肇

埼玉県選管告示第三十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

日時

平成二十四年八月三日 午後四時

場 所 埼玉県選挙管理委員会室

ア

議題

志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

1 その他

埼玉県監査委員告示第十四号

住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第四項の規定により、

平成二十四年七月三十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和

埼玉県監査委員 北 荒 井 伸 夫 夫

埼玉県監査委員 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 Ш 岩 雄

第1 監査の請求

1 請求人

さいたま市 川 島 浩 さいたま市 吉 田 一 郎

2 請求書の受付平成24年6月5日

3 請求の内容

(1)請求の要旨

埼玉県知事は、特定非営利活動法人ほっとポット(以下、ほっとポット)に対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成23年8月30日付けで補助金200,000円の交付を決定した。(第1号証)

埼玉県知事は、ほっとポットに対して平成23年度ホームレス自立支援団体活動費として平成24年3月26日付けで補助金200,00円の確定をした。

(第2号証)

当該補助金の交付の決定及び確定は、以下の理由によって不当であり、埼玉県に 200,00円の損害が生じている。

ほっとポットが提出した「平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実 績報告書」(第3号証)を認めたことは、以下の各理由によって不当である。

(2)請求の理由

ア 食事会の消耗品と称して計上している食材費

「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」(第6号証)(別表)「ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準」の食糧費に次のように定められている。

【定義】会議、行事等の際の飲食の費用をいう。

外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。

* 1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。

食事会の消耗品と称して計上している食材費(茶菓を含む)は、事実上の食料費であり不当である。よって消耗品と称して計上している食材費94,755円は、不当な支出である。(第4号証)

事業経費 310,212-94,755=215,457となる。

補助基準額は、事業経費×2/3(千円未満切捨)であり、

2 1 5 , 4 5 7 × 2 / 3 = 1 4 3 , 6 3 8 千円未満切捨し、1 4 3 , 0 0 0 円となる。

補助基準額は、143,000円である。

確定額200,00円-補助基準額143,000円=57,000円となる。 従って、57,000円の返還額が発生する。

イ 人件費について

23年度ほっとサロン職員給与証明書(第5号証)によれば、11回の食事会の人件費として211,200円の事業経費を計上している。

1回の食事会の人件費として、3人×時給800円×8時間として計上しているが、「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」(第7号証)によれば、時間帯:10時から15時頃とあり5時間である。また平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書」(第3号証)2 事業の成果によれば「ボランティアも平均4~5人程度参加がある。」としている。食事会の参加人数は30~39人である。調理中の写真によると10名前後で調理している。8時間の勤務時間が、事実かどうか疑わしい。さらに、交通費の請求が計上されていない。

ウ 物資提供について

そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。

よって、当該補助事業への補助金200,000円の支出は不当である。

- エ 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金に関する疑義 すでに監査請求の期間は過ぎたが、特定非営利活動法人ほっとポットの補助金実 績報告書(第8号証)について疑義があり付記する。
 - ・交付決定以前(平成22年8月11日付け)の支出が計上されている。
 - ・食事会の消耗品と称して計上している食材費(茶菓を含む)は、事実上の食料費であり不当である。
 - ・人件費 2人×8,500円×11回 187,000円とあるが、8500円 の根拠が不明である。1時間当たり800円ならば、10.625時間という不 思議な勤務時間である。
 - ・そもそも当該補助事業は、「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」第3条ただし書きに反しており交付の決定が、不当である。第3条ただし書きには、「物資の提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。」とあり当該補助事業は、食事会の経費であり事実上の物資提供である。よって、当該補助事業への補助金の支出は不当である。

(3) 求める措置

監査委員は埼玉県知事に、社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当を通じてほっとポットに対して、交付された補助金200,000円を返還するよう勧告して下さい。

ほっとポットから補助金の返還がおこなわれなかった場合は、埼玉県知事ないし社会福祉課 医療保護・ホームレス対策担当職員が弁償するよう勧告して下さい。 その他必要と思われる措置。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を 請求します。

第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は地方自治法第242条第1項 に規定する要件を具備しているものと認めた。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求において請求人から摘示のあった事項を中心に、平成23年度において特定 非営利活動法人ほっとポットに対して交付された、ホームレス自立支援団体活動費補助 金の支出について監査の対象とした。

ただし、本件請求にある「人件費について」のうち「さらに、交通費の請求が計上されていない。」については、県の支出が伴っていないことから住民監査請求の対象とならない。

また、「平成22年度ホームレス自立支援活動費補助金に関する疑義」については、法第242条第2項に抵触するので監査対象から除外した。

2 監査対象機関

福祉部社会福祉課

3 陳述の実施

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年7月3日に証拠の 提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人2名から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき社会福祉課職員が立ち会った。 また、同日、社会福祉課職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の 規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1)請求人の陳述の要旨

県からほっとポットというNPO団体に出ているホームレス自立支援団体活動費補助金が継続して毎年20万円出ている。

これは明らかに要綱に違反しているずさんなものである。単純に飲食費は認めないと要綱で決まっているのにもかかわらず、食事会を開いてその食材を提供している。 要綱でも親睦会とかそういうものでも茶菓を限度とすると定められているが、食事のための材料がいろいろ提供されているので明らかに違反している。

人件費について、ほっとポットのホームページでは食事会のボランティアスタッフ募集ということで10時から15時までと呼び掛けているのにもかかわらず、毎回、毎回8時間分の人件費を補助金の請求に計上している。これは審査もきちんとしないで出したのではないかと思う。

ほっとポットという団体自体にも非常に問題がある。この団体はホームレス、生活 困窮者の方を支援する活動している。その掲げている理念は私は重要で大切なものだ と思うが、県内各地、東京の方にも出かけて行って、ホームレスに生活保護の申請を 促す。そして窓口で生活保護の申請をし、その際に生活保護の申請同行支援というこ とで42,000円の料金を取っている。

ほっとポットのホームページをみると申請、請求不服申し立て等もやると書いてある。これは行政事務を超えて法律事務に関わることではないか。要するに非弁行為に当たるのではないか。非常に法律的に問題のある事業である。

そして生活保護が下りた場合、ほっとポットが運営しているグループホーム又はシェアハウスへ元ホームレスを住まわせている。家賃は47000円、さらに毎月1万円づつ共益費を取る。合計57,000円。一軒家に5人一緒に住まわせている。計算すると285,000円一軒に対し収入がある。

この一軒家を8万円から9万円で借りている。要するに、グループホームやシェアハウス一軒に付き20万円の粗利を得ている。こういったものを一時は20軒、今は15軒運営している。そして莫大な利益をあげている。これは典型的な貧困ビジネスというものではないか。

新しい公共のあり方、今後、NPOと協働していこう、行政だけでは今の複雑になってきた社会福祉や行政サービスに対応しきれない。NPOと協働していこうという考え方が今、特に民主党政権になって強まっていると思う。

私が懸念するのは、行政であれば責任を持ってやるし、何か問題があれば監査請求とか議会で責任を追及されたりするが、NPO等になると見えなくなってしまう。 そういった意味で県の方にも行政の方にもしっかり補助金、特にお金の問題に関し

ては血税を使うわけなので、しっかりとチェックしていただきたい。

補助対象の中に消耗品として計上している経費があるが、事務用品の消耗品というのならわかるけれども、中身をよく見てみると食材費で食べ物の消耗品でありこれはおかしい。実態は食料費ではないか。

補助金交付要綱の算定の基準には「外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。」と明らかに書いてある。また、参加者はほっとポットが運営するグループホームやシェアハウスの人々で、そういう人たちの内部の集まりであるので親睦会としてのニュアンスが非常に強いと思う。内輪で飲み食いする分に対する支出ではないかと疑問に思う。

(2)執行機関の陳述の要旨

ホームレス自立支援団体活動費補助事業は、ホームレスの人たちの自立支援活動を 行う特定非営利活動法人、すなわちNPOに対し、1団体20万円を上限に活動費を 補助するものである。

これまで食事会による交流事業のほかにも、農作業を通してホームレスの自立を支援するモデル農園づくり事業やホームレスに対する入浴等の社会生活支援サービスの提供事業なども対象としている。

これらの事業により、ホームレスの生活状況の改善、自立意欲の向上、精神疾患など対人関係が厳しい状態となったホームレスの社会参加、人との付き合いの促進等が図られている。

ほっとポットの事業について申し上げる。

まず、食材費については、この事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとしている人の自立を支援するために、月に1回集まって参加者と一緒に料理教室として、食事をしながら相談に乗ったり、集まった人達の交流を図って社会性を身につけてもらうものである。ホームレスには社会性が伴っていない人が多く、ゴミ出しの日が守れなかったり、近所の人とトラブルになったり等のケースがあり、それに対応する一つのツールとして食事会を行うもので、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。そのため、食材費は事業のための材料費であり、行事の際の飲食の費用ではない。

県の出納の審査事務の手引きでも「実習・料理講習等の材料品は消耗品費に当たる」

と記載されている。食材費は消耗品費と判断しうるものであり、適切な支出であり、 従って確定額が変動することはなく、返還額も発生しない。

次に、人件費については、請求人が主張する「ほっとサロンボランティアスタッフ 大募集」で募集したスタッフはすべてボランティアで無給であるので、当該人件費の 対象ではない。

人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用しており、当日は本事業の専従で、準備とかたずけ及び食事後の参加者の悩み相談を含めて9時から実労働時間8時間の勤務をしている。

次に、物資提供については、本事業は、ホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に一度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単なる宴会とか物資提供を主目的とする事業とは違う。また、宗教団体等が行う炊き出しとは明らかに違う。したがって、補助対象事業であり、適正な支出である。

事業の効果については、本事業には毎回30人以上の参加者があり、交流の場として定着しており、地域でのコミュニケーション等の自立に必要な生活や人と人とルールとか話し方のトレーニングする場として役立っている。

4 監査の実施

社会福祉課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、事実関係などを確認するため平成24年7月3日に監査を実施した。

(1)監査の視点

本件請求の監査に当たっては、まず、平成23年度において実施された、ほっとポットに対する補助の経緯について確認する。

その上で、監査対象事項について「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」 (以下、「交付要綱」という。)及び(別表)「ホームレス自立支援団体活動費補助金 対象経費算定の基準」(以下、「算定の基準」という。)に適合するか否かを確認する。

(2)事実関係の確認

ア 平成23年度ほっとポットに対する補助の経緯

平成23年度において、ほっとポットからほっとサロン事業(以下、「本事業」という。)の実施について平成23年8月12日付でホームレス自立支援団体活動費補助金の交付申請があり、同年8月30日に平成23年度交付決定通知書が出されている。

その後、平成24年3月19日に平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書(以下、「実績報告書」という。)が提出され、同年3月26日に補助金の額200,000円の確定が行われている。

イ 食材費について

本件請求における食材費は、実績報告書の4「事業の収支明細」において消耗品として計上されている。

県は、実績報告書に添付された領収書により、これらの食材はほっとポットがホームレスの自立支援活動として実施する食事会において、実習、訓練として行われている調理の材料として認めている。

なお、消耗品費は「算定の基準」に定めはないが、県は欄外の「 その他、事業の実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を判断のう

え、実費を上限として算定する。」に該当するとして認めている。

ウ 人件費について

県は以下のとおり確認して補助対象とした。

「ほっとサロンボランティアスタッフ大募集」で募集した5時間勤務のスタッフはすべてボランティアであり、無給であるので当該人件費の対象ではないこと、また、本事業においてアルバイト等は雇っていない。

従って、人件費の対象となっている3人はいずれもほっとポットが雇用している 職員であり、当日は本事業の専従で、準備と片付け及び食事後の参加者の悩み相談 を含め、9時から実働時間8時間の勤務をしている。

なお、ほっとポットが雇用する職員であるならば、「算定の基準」の人件費にある「*団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。」に抵触するか否かの疑義が生じる。

この点について県から、ここでいう「団体の通常の運営に関する人件費」とは団体の総務や経理など管理部門の人件費を想定しており、事業の実施に係る人件費は補助対象としている。ほっとポットには正規職員が5人いて、うち3人が本事業に携わったことを確認しているとの説明があった。

エ 物資提供について

県は、本事業はホームレスから脱却した人、脱却しようとする人の自立を支援するために、月に1度集まって参加者と一緒に料理を作ったり、食事をしながら相談する交流事業であり、単に集まった人に食事を提供するだけの事業ではない。従って、「交付要綱」第3条にある「物資提供を主目的とする事業」には該当しないと判断して補助対象とした。

ところで、請求人から提出された第7号証によると、この食事会は「地域での孤立化防止、人との交流や仲間作りを目的とした活動」となっている。

また、食事会は毎月一回10時から15時まで開催されているが、そのうち会食は概ね12時から13時までであり、その他は食事の準備、調理や後片付け等の実習・訓練や訓練を通じた交流、また、相談の時間に充てられていることを確認している。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 監査対象事項に対する判断

- (1)県は、食材費を消耗品として「算定の基準」欄外の規定の対象としているが、そ の判断に明確な裁量権の逸脱があるとは認められない。
- (2)人件費について、実績報告書にある者はボランティアではなく、ほっとポットの 職員である。
- (3)第7号証による食事会の目的、また、食事会のタイムスケジュール等から、この 事業の内容は会食を含む訓練、交流、相談であり、これを「物資提供を主目的とす る事業」と明確に断定することはできない。

従って、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

2 意見

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

監査の過程において、「交付要綱」の運用に裁量の余地が大きく、県民から見て分かりにくい点が見受けられた。

下記の点について「交付要綱」の見直しを行った上で、平成24年度のホームレス自立支援団体活動費補助金の執行に当たること。

記

- (1)食事会の食材費など事業実施に必要と認められる経費については、可能な限り「算定の基準」の「経費の種類」に定め、欄外の適用は最小限にとどめること。
- (2)「算定の基準」の人件費について、「団体の通常の運営」の対象が明確になるよう改善すること。
- (3)「交付要綱」第3条ただし書き中の「物資提供を主目的とする事業」の内容があいまいなので明確になるよう改善すること。

資料1

ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 ホームレスの自立を支援するため、特定非営利活動法人が行う、ホームレス自立支援事業(以下「支援事業」という。)に要する活動経費に対し、県は予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 県内に事務所を有し、県内で活動している特定非営利活動法人とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、物資提供を主目的とする事業、無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号)の運営及びそれに付随する事業は対象としない。
 - (1) ホームレスの自立に有効と認められる事業
 - (2) 県民のホームレスに関する理解を促進する事業
 - (3) ホームレスを支援する活動を助長する事業
 - (4) 上記以外に、特に知事が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、別表に定める基準に基づいて算定するものとする。ただし、国庫補助金、他の県補助金等、この補助金以外の公的補助金の対象となる経費、不動産の購入又は賃借に要する経費を除く。

(補助額等)

第5条 前条の経費に対する補助額は、補助対象経費の3分の2(千円未満切り捨て)とし、 1団体20万円以内とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、 知事が別に定める。

(記載事項)

- 第7条 規則第4条第1項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第4条第2項第3号及び第4号に掲げる事項
 - (2) 事業実施により予定している収入の有無及びその内容
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金を申請する会計年度の団体の収支予算書、事業計画書
 - (2) 団体の定款
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容の変更等に係る様式)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づいて知事の承認を受けようと するときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、 当 該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(添付書類)

- 第 12 条 規則第 13 条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象事業の実施期間の属する会計年度の収支決算書、事業報告書
 - (2) 事業の成果物、写真、その他事業に関する資料
- 2 補助対象事業を実施する団体の会計年度の途中である等止むを得ない理由により、 前 項第1項に規定する収支決算書を提出できない場合には、その理由及び提出予定年月日を 記載した書類を添付しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第13条 補助対象事業の実施期間は、毎会計年度の2月末日までとする。

(報告書の提出時期等)

第 14 条 規則第 13 条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後 15 日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号により行うものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

第 16 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は事業完了(当該財産取得) 後 5 年間とする。

(処分制限財産の指定)

第17条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、備品とする。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、 当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(要領への委任)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年8月30日から施行する。
- この要綱は、平成18年11月22日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

(別表)ホームレス自立支援団体活動費補助金対象経費算定の基準

定義及び算定の基準
【定義】旅行に要する、交通費等及び宿泊費とする。
交通費等 ア 交通機関利用 実費を上限 (電車、バス、タクシー等)
イ 自家用車等利用 走行距離1km×15 円で算出 した額を上限
ウ 有料道路代、駐車場代 実費を上限 宿泊費 実費を上限(1万円を限度)
* 1 県外出張及び宿泊を伴う出張は、必要最低限に限り認める。 * 2 日当、雑費等などの諸経費は旅費とは認めない。
【定義】講演会、講習会等における講師への謝礼金をいう。
以下の金額を1時間当たりの上限とする 大学・研究機関の職員等 10,000円 民間人等 20,000円 内部職員等(代表者除く) 8,000円 *1 事業を実施する団体の代表者及び県職員への謝礼は、認めない。 *2 車代などの名目で支払う実費を超える交通費等の支払いは、講師 謝礼とみなす。
【定義】団体の職員・アルバイトなどに支払われる給与等をいう。 アルバイトは、時給800円を上限とする。
* 団体の通常の運営に関する人件費は、認めない。
【定義】会議、行事等の実施の際の飲食の費用をいう。
外部との打ち合わせ会議等に係るもので、茶菓を限度とする。
* 1 外部参加の有無を問わず、懇親会・親睦会などの食糧費は認めない。 * 2 参加者から茶菓代、弁当代など実費徴収する場合は、その収入は補助事業実施による収入には含めない。参加料などに実費徴収が含まれる場合は、参加料の内訳を明らかにすること。

経費の種類	定義及び算定の基準
印刷製本費	【定義】外注する印刷物の作成費用をいう。 2人以上から見積書を徴し、安価な額を算定する。
	* 印刷物を作成費用の実費を超える価格で販売する場合には、印刷製本費を補助対象外経費とする。(負担金的な要素を含む資料代を除く)
備品購入費	【定義】比較的長期間の使用に耐えうる物品で、購入額2万円以上のものをいう。 定価ではなく、実際の購入額で算定する。
	* 備品について事業に対する必要性がない場合には、補助対象外経費とする。
雑費	【定義】事業実施に必要となる種々の細かな経費をいう。 補助対象経費の5%を上限とする。
	* 雑費は、その性質上経費の積算をすることが困難な費用であるので、 交付申請の際、積算根拠は不要とする。

その他、事業実施に必要な経費として具体的に明示されるものについては、必要性を 判断のうえ、実費を上限として算定する。

埼玉県職員措置請求書

本文第1の3「請求の内容」のとおり。

事実証明書(内容略)

- 1 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金交付決定通知書平成23年8月30日付
- 2 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金確定通知書 平成24年3月26日付
 - 回議・合議書平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金の確定について
 - 回議・合議書ホームレス自立支援団体活動費補助金の交付決定について
- 3 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書の一部
- 4 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された領収書
- 5 平成23年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書に添付された人件費 の部分
- 6 「ホームレス自立支援団体活動費補助金交付要綱」
- 7 「ほっとサロン ボランティア スタッフ大募集」及び「ほっとサロンゆうのご案内」 のチラシ
- 8 平成22年度ホームレス自立支援団体活動費補助金実績報告書ほっとポット

以下の資料は、陳述時に提出があった。

1 平成24年6月28日の産経新聞の記事

以上